

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項に基づき、次のとおり公告する。

下記の行為は、河川法第24条及び第26条の規定に違反しているので、船舶係留設備を設置し放置している者（以下「所有者等」という。）に対し、同法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに船舶係留設備を河川区域外へ除却しないときは、河川法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者がこれを除却して保管し、これに要した費用については同条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

（行政不服審査法第82条による教示）

この処分を受けた者は、処分に不服があるときには、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、徳島県知事に対して、行政不服審査法の定めるところにより審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第46条による教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、徳島県を被告として提起しなければならない。（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができない。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求した場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができない。）

記

- 1 河 川 名 一級河川吉野川水系撫養川
- 2 所 在 （左岸）徳島県鳴門市大津町長江 地先
徳島県鳴門市撫養町南浜 地先
（右岸）徳島県鳴門市里浦町粟津 地先
- 3 行為の内容 河川区域内における係留設備の設置及び放置
- 4 対 象 物 別資料のとおり
- 5 除 却 期 限 令和7年9月30日
- 6 本件に関する問合せ先
徳島県県土整備部 河川政策課
電話 088-621-2571
徳島県東部県土整備局 鳴門担当
電話 088-684-4581

令和7年9月1日

河川管理者 徳島県知事 後藤田 正純

